

## 下関市医療機関に委託して行う妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条の規定により実施する妊婦及び乳幼児の健康診査（以下「健康診査」という。）の一層の徹底を図るため、健康診査を医療機関に委託して実施することについて必要な事項を定め、母子保健の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語及びその意義は、次のとおりとする。

- (1) 「妊婦」とは、妊娠中の女性をいう。
- (2) 「多胎妊婦」とは、多胎児を妊娠中の女性をいう。
- (3) 「乳児」とは、満1歳に達するまでの者をいう。
- (4) 「乳幼児」とは、満4歳に達するまでの者をいう。
- (5) 「3歳児」とは、満3歳から満4歳に達するまでの者をいう。

### (健康診査)

第3条 この要綱に基づき下関市が行う健康診査は、妊婦健康診査（多胎妊婦健康診査を含む。）、乳児一般健康診査（1か月児健康診査、3か月児健康診査、7か月児健康診査）、3歳児健康診査及び乳幼児精密健康診査とする。

### (健康診査の実施)

第4条 健康診査は、下関市長（以下「市長」という。）が委託契約を締結した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において実施し、内容等については、別表のとおりとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、妊婦健康診査について、同表の区分にかかわらず実施することができるものとする。

2 健康診査の対象者は、下関市に住所を有する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

### (受診票の交付)

第5条 市長は、妊婦から妊娠届が提出され、当該妊婦に対して母子健康手帳を交付するとき、又は転入に伴い妊婦若しくは乳幼児から受診票の交付の申し出があったときは、妊娠週数、胎児数又は乳幼児の年齢に応じて、次に掲げる受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

- |                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| (1) 第1回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第1号の1)  |
| (2) 下関市妊婦健康診査受診票(子宮がん検診)           | (様式第1号の2)  |
| (3) 第2回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第2号)    |
| (4) 第3回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第3号)    |
| (5) 第4回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第4号)    |
| (6) 第5回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第5号)    |
| (7) 第6回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第6号)    |
| (8) 第7回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第7号)    |
| (9) 第8回下関市妊婦健康診査受診票                | (様式第8号)    |
| (10) 第9回下関市妊婦健康診査受診票               | (様式第9号)    |
| (11) 第10回下関市妊婦健康診査受診票              | (様式第10号)   |
| (12) 第11回下関市妊婦健康診査受診票              | (様式第11号)   |
| (13) 第12回下関市妊婦健康診査受診票              | (様式第12号)   |
| (14) 第13回下関市妊婦健康診査受診票              | (様式第13号)   |
| (15) 第14回下関市妊婦健康診査受診票              | (様式第14号の1) |
| (16) 下関市妊婦健康診査受診票(H T L V - 1抗体検査) | (様式第14号の2) |
| (17) 下関市妊婦健康診査受診票(G B S検査)         | (様式第14号の3) |
| (18) 下関市妊婦健康診査受診票(クラミジア検査)         | (様式第14号の4) |
| (19) 第1回下関市多胎妊婦健康診査受診票             | (様式第15号)   |
| (20) 第2回下関市多胎妊婦健康診査受診票             | (様式第15号の2) |
| (21) 第3回下関市多胎妊婦健康診査受診票             | (様式第15号の3) |
| (22) 第4回下関市多胎妊婦健康診査受診票             | (様式第15号の4) |
| (23) 第5回下関市多胎妊婦健康診査受診票             | (様式第15号の5) |
| (24) 下関市乳児健康診査受診票(3か月児用)           | (様式第16号)   |
| (25) 下関市乳児健康診査受診票(7か月児用)           | (様式第17号)   |
| (26) 下関市乳児健康診査受診票(1か月児用)           | (様式第19号)   |
| (27) 下関市3歳児健康診査受診票                 | (様式第20号)   |

2 健康診査の受診対象者は、受診しようとする健康診査の受診票を委託医療機関に提出の上、受診するものとする。

(精密健康診査)

第6条 市長は、1か月児健康診査、3か月児健康診査、7か月児健康診査、

3歳児健康診査及び別に定めるところにより実施する1歳6か月児健康診査の結果、医師が精密健康診査の必要があると認めた者から精密健康診査受診の申請があった場合、下関市乳幼児精密健康診査受診票（様式第18号）を交付する。この場合において、当該精密健康診査に係る経費については、乳幼児1人1疾患につき1回を公費により負担する。

（費用の負担）

第7条 精密健康診査に要した費用のうち下関市が負担する額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額から、医療保険の保険者が負担すべき額及び他の法令等の規定に基づき負担すべきものとされた額を控除した額とする。

（実施報告等）

第8条 妊婦健康診査（多胎妊婦健康診査を含む。）、1か月児健康診査、3か月児健康診査、7か月児健康診査、3歳児健康診査又は乳幼児精密健康診査を実施した委託医療機関は、当月分の健康診査の受診票をとりまとめ、実施報告書及び請求書（様式第21号、様式第22号、様式第23号又は様式第24号）を添付して翌月10日までに市長に提出するものとする。

（費用の返還）

第9条 受診票を不正に使用したことが判明したときは、その健康診査に係る費用を不正使用者に対し請求する。

2 市長から請求を受けた不正使用者は、不正に得た金額を下関市に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、健康診査の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、改正前の下関市医療機関に委託して行う妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱（以下「旧要綱」という。）の相当規定によりなさ

れた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により受診票の交付を受けている者については、第5条第1項中「妊婦から妊娠届が提出され、当該妊婦に対して母子健康手帳を交付するとき、又は転入に伴い妊婦若しくは乳幼児からの受診票の交付の申し出があったときは、妊娠週数又は乳幼児の年齢に応じて、」とあるのは、「転入に伴い妊婦若しくは乳幼児からの受診票の交付の申し出があったときは、妊娠週数又は乳幼児の年齢に応じて、」として適用する。

(附 則)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市妊婦健康診査受診票様式第10号による用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市妊婦健康診査受診票様式第14号の2、第14号の3及び第14号の4による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市乳児健康診査受診票様式第16号及び様式17号並びに下関市3歳児健康診査受診票様式第20号による用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市妊婦健康診査受診票様式第1号の1、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号及び様式第14号の1による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市乳児健康診査受診票様式17号による用紙で現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市妊婦健康診査受診票様式第1号の1、様式第1号の2、様式第4号、様式第8号及び様式第12号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市妊婦及び乳幼児健康診査受診票様式第1号の1、様式第1号の2、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号

の 1、様式第 1 4 号の 2、様式第 1 4 号の 3、様式第 1 4 号の 4、様式第 1 6 号、様式第 1 7 号、様式第 1 9 号及び様式第 2 0 号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、令和 3 年 3 月 3 1 日まで使用されていた請求書（以下「既存請求書」という。）は、この要綱による請求書（様式第 2 1 号、様式第 2 2 号、様式第 2 3 号または様式第 2 4 号）に加える規定にかかわらず当面の間使用することができる。この場合において既存請求書は、押印の有無にかかわらず請求の効力を有するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、令和 4 年 3 月 3 1 日まで使用されていた請求書（以下「既存請求書」という。）は、この要綱による請求書（様式第 2 1 号、様式第 2 2 号、様式第 2 3 号又は様式第 2 4 号）の改正規定にかかわらず当面の間使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市妊婦及び乳幼児健康診査受診票様式第 1 号の 1、様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 7 号、様式第 8 号、様式第 9 号、様式第 1 0 号、様式第 1 1 号、様式第 1 2 号、様式第 1 3 号、様式第 1 4 号の 1、様式第 1 4 号の 2、様式第 1 4 号の 3、様式第 1 4 号の 4、様式第 1 5 号、様式第 1 5 号の 2、様式第 1 5 号の 3、様式第 1 5 号の 4、様式第 1 5 号の 5、様式第 1 6 号、様式第 1 7 号、様式第 1 8 号、様式第 1 9 号及び様式第 2 0 号に

よる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の下関市乳幼児健康診査受診票様式第16号及び様式第17号、様式第20号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。